

## アスベスト健康被害対策等で厚生労働省に要請

本部と鉄道退職者の会は7月13日、厚生労働省に対して、アスベスト健康被害対策強化等で要請を行った。

冒頭組合側から、「アスベスト新法の制定から1年以上経過し、旧国鉄・JRを通じ被害は拡大し、今後も拡大する状況になっている」とし、「鉄道支援機構・JR各社により対応も異なっているが、法の趣旨に基づき改善・指導を求めたい」と、要請の主旨を述べた。

要請書は、別紙の通りであり、厚生労働省との具体的なヤリトリは以下の通りである。

### 【要請参加者】

- ・田中 博文 国労本部副執行委員長
- ・久保 孝幸 国労本部業務部長（担当）
- ・星野 高志 国労貨物協議会議長
- ・関口 和 鉄道退職者の会 全国連合会 会長

### 【厚生労働省】

- ・藤中基之 安全衛生部労働衛生課業務第六係長
- ・遠藤 忍 労災補償部労災管理課法規係主任
- ・鈴木 聡 職業病認定対策室第二係長
- ・松田雄祐 労使関係担当参事官室第四係長

### 【組合側】

1. 「国鉄清算事業本部（旧国鉄）」並びにJR各社に対して、石綿被害が全職種に拡大している中で、退職者に石綿救済規則等の個人周知（基発 0715001号～0715005号）を行うよう指導されたい。

### 【厚労省】

回答 .基発は現在も生きており JR 各社を含めた全事業者に要請している所である。なお、個人周知については、広報誌、退職者名簿等、様々な方法が考えられる。JRだけを個別に指導することは困難である。

組合・支援機構が6月末に発表した結果では、アスベスト被害が国鉄・JRの退職者を含め100名程度まで拡大している。新聞に掲載するなど機構として一定の努力は承知しているが、通達の趣旨に基づき個人周知の指導をしていただきたい。

厚労省・通達は、事業者が退職者等に周知することを主旨としている。その方法として個人への通知となるが、全事業者に対し要請しているものであり、個別企業という意味では対応していない。

組合・国鉄改革法によって、支援機構、JR各社と分割し、その対応も異なっているが、被害の拡大状況を踏まえれば一刻の猶予はないと考えている。すでに昭和63年の基発200号において、鉄道車両の解体に従事する場合の危険性について通達が出されている。JR各社は待ちの姿勢であり、「退職者の把握」「退職者の周知」が、されていないから指導を求めている。

厚労省・当時の通達については承知しているが、退職者の把握と周知は事業者の責任であり、実施されなければならない。基発第0715062号の業界団体という立場で出来ることは対応したい。

#### 【組合側】

2. 「国鉄清算事業本部」並びにJR各社に対して、社員並びに退職者の石綿健康診断実施（検診の対象＝「過去においてその事業場で、石綿等を製造し、または取扱う業務に従事したことのある在籍労働者」）について、日常生活の自覚症状をも踏まえ、本人が申告した場合、最低でも年1回以上、受診できるよう指導されたい。

#### 【厚労省】

回答・社員については、法令に基づき実施しており、退職者で健康管理手帳を交付されている方は年二回受診し、それ以外の退職者は、省として一回限りという制限は設けていない。

組合・退職者については、健康管理手帳を交付された方以外は、支援機構では一回限りとなっているが、アスベスト発症の期間を考慮すれば、一回に限らず継続した健康診断が必要ではないか。

厚労省・要請のように一回の所見で「異常なし」となっても、それ以降の扱いについて問題があることは理解できる。通達は回数まで規定しないが、現在、健康管理手帳の交付要件を見直すことで検討している。

#### 【組合側】

3. 石綿ばく露者の健康管理を図るために、健康管理手帳交付条件を緩和すると同時に、有所見の段階から療養補償等を適用するよう改善・指導されたい。

#### 【厚労省】

回答・健康管理手帳の交付要件を見直し、健康診断を年二回受けられる対象者を拡大できるように交付要件の緩和に着手している。

組合・すでに新聞報道がされているような緩和措置として理解して良いか。

厚労省・近々のうちにパブリックコメントで意見を求めることとなる。

**【組合側】**

4 . 国鉄並びにJR退職者に対して、石綿救済制度等の個別全員周知が実施されていない状況の中で、「石綿新法」に基づく請求期限3年は撤廃ないしは見直しされたい。

**【厚労省】**

回答 . 厚労省として、広報誌等で広く法の周知を図ってきているが、法制度上時効を設けないことは困難である。

2007年6月28日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫 殿

国鉄労働組合  
中央執行委員長 佐藤 勝雄

### 石綿健康管理対策等についての要請書

第164国会において「石綿による健康被害の救済に関する法律（法第4号）」並びに石綿関連4法案が成立し、2006年3月27日から施行され1年が経過しました。これらの法律の目的は、「石綿疾患の早期発見、健康被害の迅速な救済、医療体制の充実、除去対策と未然防止対策」等を図ることでした。しかし、現実には、労安法並びに石綿予防規則に定められている健康診断等が十分に機能しているとはいえません。

国鉄並びにJRの業務・労働災害認定状況は、2007年5月11現在、業務災害認定者(国鉄)77名、労働災害認定者(JR)4名、総数81名(国労調査)、業務災害認定申請中の者65名、健康管理手帳交付者146名と、アスベスト被害は若年層にも拡大してきています。

こうした状況をも踏まえ、下記の事項について特段の指導を賜りますようお願い致します。

#### 要 請 事 項

1. 「国鉄清算事業本部（旧国鉄）」並びにJR各社に対して、石綿被害が全職種に拡大している中で、退職者に石綿救済規則等の個人周知（基発 0715001号～0715005号）を行うよう指導されたい。
2. 「国鉄清算事業本部」並びにJR各社に対して、社員並びに退職者の石綿健康診断実施（検診の対象＝「過去においてその事業場で、石綿等を製造し、または取扱う業務に従事したことがある在籍労働者」）について、日常生活の自覚症状をも踏まえ、本人が申告した場合、最低でも年1回以上、受診できるよう指導されたい。
3. 石綿ばく露者の健康管理を図るために、健康管理手帳交付条件を緩和すると同時に、有所見の段階から療養補償等を適用するよう改善・指導されたい。

4 . 国鉄並びにJR退職者に対して、石綿救済制度等の個別全員周知が実施されていない状況の中で、「石綿新法」に基づく請求期限3年は撤廃ないしは見直しされたい。

組合・要請の主旨は、当事者に十分な周知がされていない状況で、時効は問題であると指摘している。

厚労省・

以上